

兒童福祉増進會を設立せよ

米國は兒童保護問題については、既に各方面に實際的效果をあげて居るのですが、その米國が、尙、表題のやうな會の設立について世の識者に訴へて、その實行を促してゐることは、この點にやうやく著手しかけた我國の現狀に鑑みて、羨望にたへない次第です。尤もあの人口の多い國のことですから、救助を要すべき兒童の數もまた多數あるわけですが、とにかく、新聞や雜誌にあらはれた案がやがて一般の輿論となり、時を経ずして實行にうつつて行く有様を見ますと、聲のみいたづらに大きくて、實際に行きつまり勝ちなところにくらべて、うらやましいと思はれます。

ことに、この兒童福祉増進會は、次の本文でおわかりになる様に、公立にせよと主張してゐる點にこの會の永續性があつてよいと思ひます。しかも、あのデモクラシーの本場の國が、尙、繁文濶禮な手續を批難してゐる點は、いかに、この事業を實際に價値あらしめようとする熱心の大なるかに窺はれます。このレデイイス、ホームジヤナルは、御承知のやうに、かの國の有力な婦人雜誌ですがその誌上で、ソフィー、イレーチ、レープと云ふ一婦人が、この福祉増進會の設立を力説してゐることは、彼の國における婦人が、兒童問題に關し實際上に、力ある實行者となり得ることを意味してゐるやうにも思はれます。(譯者)

近著、レデイイス・ホームジヤナルより

艶子譯

○困つた市民にならぬやうに

十六歳以下の兒童及幼兒——少くとも未來の市民として大切な彼等を——管理支配してゐるものは、目下は、たゞ、小學校教育及義務教育の法律が主なる勢力をもつてゐるに過ぎない。しかし未來の市民を保證しようといふためには、どうしても、現代の兒童保護問題といふものをもつと聲を大きくしななければならぬ。兩親にせよ、監督者にせよ、兎に角兒童の身體の健康、及道德上、精神上にあたへる種種の刺戟に對して、それが未來の市民にふさはしいやうに充分注意をはらふことに失敗する様な事があるようではならぬ。そこで、國として、この點に充分注意して彼等兒童が困つた市民にならないやうに、今よりも世の中をわるくするものにならないやうに骨折るべきである。

○貧兒救濟を如何にすべきか

十六歳以下の兒童を未來の市民として適當なるものとなすために、また彼等各自の利益を安全に保持して行くためには、彼等兒童の欲求からあまりかけはなれた方面に導いては、かへつてわるい。そこで實際どうすればよいか、その方法は先づ次のようである。

第一、米國の各州に「チャイルドウェルフェアボード兒童福祉増進會」を設立すること。この會の會員は、無報酬で働くところの、公

共心のある市民たるべきこと。
第二、兒童福祉増進の法律は、如何なる場合にも、むしろ強制的の法律とせねばならぬ。

第三、各地の兒童福祉増進會は、その地方における、貧しき、助けを要する兒童等の管理をなすべきこと。

第四、各種の慈善的要素は一切、この會の活動の中より取り除くべきこと、貧民救濟法令實行委員は本會會員たるを得ず。しかし、勿論本會と聯絡して、該地方の貧兒に如何なる事が必要なるかについてはつねに意をそゝがるべきこと。本會會員たるものは

刑事上の訴訟に關する諸種の團體に加入することを得ず。

かくのごとくにして、本會の保護をうけた兒童が後年に至つて、嘗つて施しをうけて養育されたといふような記憶や汚辱をもたぬように、否、寧ろ、未來の市民として、當然うべき權利をもつて養育されたといふ自重の心をもたせる様にしたのである。

○兒童福祉増進會の目的

此會の目的とするところは次のごとくでありたい。(一)十六歳以下の各兒童に市民精神をつくること。——これは施しをうけることによつて養育される精神を以て彼等が生長するようになすべきこと。——彼等が獨立する迄彼等を支持するこの兒童福祉増進會をつくりしその主體たる政府に對して。(二)本會の權能をもつて、兒童の權利を主張し、之を表示すること。——正當に生るべき權利あること。學校に行くべき權利あること。健康を保持する權利あること。普通教育を受くべき權利あること。遊ぶ

權利あること。幸福なるべき權利あること。

もし、各所のこの會が以上これらの目的のために力をつくすならば、各兒童の心に愛國心は生れて來るであらう。

各州における、兒童福祉増進會はその設立と同時に次のことをすべきである。

第一、該地方における、就學兒童を皆貧富の別をさはずこの會の帳簿に登記すべきこと。又、各兒の學校の記録の寫しをこの會で綴込みにしてつくりおくべきこと。

第二、何れかの家庭に災難があり、そのため、その兒童が不幸におちいつた様な場合に、この會はこの兒童の世話をなし、もし、その缺乏をすくふために、一時的にも物質的救助が必要ならば、そを與ふべきこと。

第三、もし悪疫が引つゞいて流行し、そのために、この會のそれに對する供給が引つゞいて必須なる場合には、その用意をなすべきこと。

第四、職業紹介所を各會の中に設くべきこと。それは、本會は各兒が如何なる職業にたづさはるが適當であるかといふことを定める上に、最も權威をもつ

てゐるわけであるからで、兒童の學校における成績も、亦その身體の狀況も、本會がよく知つてゐるわけである。

職業上の指導を與へるといふことは、兒童將來の獨立のために最も大切な要素である。初めに仕事をえらぶ時にあまり輕忽にして、しかも、その後そこからのがれ出ることも出來ず、そのまゝになつてしまふといふような事はありがちなことであるから。

この福祉會の指圖をうければ、兒童は彼等に最も適する種類の職業をえらぶことが出來る。その上に彼等はその衛生上の諸條件にかなつた地位に、又、最低限としても標準賃銀を得ることの出來るなどの便利がある。これは、たしかに少年労働の危険のあるところまで取除き、これを復興するわけで、相應考へのある傭主は、この福祉會が推薦したる兒童を雇ひ入れることをよろこぶであらう。

貧困なる家に生れた兒童が(十六歳未満の)勞役にたえ得る立派な體格をもつてゐながら、それが自分の本當の家庭にぶら／＼してゐるのなら、またしも、近親の家にあづけられたり、又他所へ預けられたりしてゐて何にも働きをせないのはよいことではな

い。託兒所とか兒童保護所とかいふ收容所はたゞ、特に身體が虚弱であるとか、何か醫療の必要のあるものとか、或は道徳上に特に精神陶冶の必要あるものといふやうな特別の事情のものをとめて置くべきである。

兒童福祉増進會が確立せられた場合には、兒童を養育するために必要な適當な保護法令をつくらねばならない。かゝる兒童を預つて世話する人々は法律の定むる所に従つて彼等の幸福をさまたげる様な諸種のはたらきに對しては、いつも之に反對する責任があるわけである。而して、十六歳未満の兒童は、政府がその兒の生活費を負擔し、しかも其の幸福を保證する場合をのけては、この會以外に里扶持に出してはならぬ。勿論、兒童を養子にやるといふことは、また別問題である。しかし、こゝにまた、この會は、兒童が養子にもらはれて、養親がその子を實子同様にとりあつかふといふ場合のことも考へねばならぬ。しかし、この會に養育された兒童が養子にもらはれる場合には、またこゝに必要な規約を定めるべきである。

○スコットランドに於ける る里子制度

スコットランドに於ては、適當に管理されたる里子制は殆んど五十年の間、その効果をあげてゐる。

そして、その養育をうけた兒童等は、他の兒童等とは少しも區別されずに、ひろく社會に散在してゐる。

彼等は里親の手にそだつて、世の中に出て行く、彼等自身の行くべき道をおひもどめて。しかも家庭生活のための利益を多く得てゐる。それ故に、彼等は、決して、公共團體の保護のもとに、他人の手にそだつたものとして摘示されるやうなことはない。

彼等は親の手にそだつものと同じやうに、市民精神をもつてゐる。結果としては、其後再び當局の手をわづらはし救済をうけるやうになつたものは、百人中三人に満たず、罪をおかしたものは百人中一人にも満たぬといふ有様である。

里子にやられた子供でもその宗教は、その子供の實親の宗教で——たとひ兩親はすでに歿した後でも——なければならぬ。この點も、その他のことごとくに法律で制定してある。

○福祉増進會を公立たら

しめよ

かくのごとくして要するに、兒童福祉増進會は、學校と接觸して、教師、齒科醫、衛生局、勞働省及兒童の家族など、力をあはせて、彼等が十六歳に達する迄の間、大切なる幼年期、兒童期を充分に保證してやる様に、また彼等の利益になるように之を指導することが出来るのである。

この福祉増進會の費用は、——既にニューヨーク市に於てその實際の結果を表明したところによれば——主として公衆の負擔に歸するわけである。少年裁判所のごとき、懲治監のごとき又、諸種の懲罰機關に、……養育院その他の託兒所は云ふにおよばず……目下、放任されたるこれら赤貧の兒童等が殺倒して居るといふ有様は、たしかに、彼等貧兒を保護するため、彼等の背後に、政府の有力なる援助が、かけてゐるといふことを示しておるのである。

貧困の家庭における兒童の死亡率は、かのワシントンにおける兒童局Childrens Bureauの調査が示すごとくに、彼等の保護問題に關して、又、他の議論を惹起して居る。

即ち、父親が一ヶ月に七十五圓より少く稼ぐ家では、嬰兒の死亡率は六人中一人以上の割合であるが、その稼ぎ高が一ヶ月二百八十餘圓ならばその死亡率は十六人中一人の割合であつた。

貧民救済に關する米國のやりかたの主なる缺點とも見るべき事が三重になつてゐる。第一に、現在に於ては公立救済所と私立の團體との間に何等の提携するところなく、それから生ずる結果といふものは、二重手間をかけてゐるようなことになつてゐる。

第二に、何が、終局に於て一般民衆の責任となるべきことなるかといふ事の了解に缺けて居るやうに見える。第三に、公と私との援助の、そのはつきりとした區別が、あやまつて用ひられてゐる。

兩親なり、知己なりの世話をうけることも出来ない、貧乏なものは彼等が生きて行くに必要なる物資をうくるために、たえざる援助が必要で、その救済に要する基金といふものは、民衆一般が負ふべきものである。過去において、有志の慈善團體が、實際何れの場合にも、よい意味でしたことであつて、しかも、それが、後に一層困るやうな、さるかへしのつかない結果を齎してゐるのである。即ち、

もしも、私人の慈善團體が、永久的にたえず救済を繼續して行くことが、どうせ出來ないとするならば、そんなものをあてにして、後に困るよりも、初めから公立にして、各人が責任を負擔して、そして永續的に、しつかりした基礎のもとに救済事業を確立した方がよいのである。

今日の状態では、救済を要する人々は、彼處此處にと追ひやられ、はねつけられてゐる。たゞいたづらに繁文褥禮にわづらはされて、そのために、助けを要すべき多くの人々は、貧窮の極に達し、救済がやつと與へられる頃には、既に彼等は、絶望と困憊の深淵に陥つて再び如何ともなしあたはざる状態になつてゐる有様である。救済の手は、彼等貧者が一番必要なその時に、時をうつつさず、さしのべることに於てこそ効果があるのである。このことは、公立の救済所と、私立の慈善團體とが互に手をとりあつて、共同し共勞することによつて初めて實行し得るので、我が米國ではこの點が未だよく出來てゐない。一個人ならびに私立團體は、今後、困憊者を慰撫するために新運動を開始するかもしれない。しかし、彼等の事業が表明され、一般の要求が示されるや否

や、私立慈善團體の職掌は終つて、この事業が公共にゆづられるといふことに當然なつて來る。何故ならば、かくすることが、最も永續的な、適當な方法であるから。

私立慈善團體としてなすべき最も重要な仕事は澤山ある。即ち、職業調査のこと、住宅改良問題、産業状態の改良問題、疾病原因調査ならびに疾病防止問題などその一例である。また、應急救護、一時休養所の仕事とか、兒童の戶外生活の問題、彼等を新鮮なる空氣の中に生活せしむる計劃などは、實に、私立慈善團體のなすべき大きなはたらきである。

他方に、公立救済會は私立慈善團體の先驅者となつて、その救済事業を一手にひきうけ、その事業は、經驗といふ時代は過ぎて、今や正に、公共の利益のためになすあらんとする状態に達したそれ故、現代は、公共團體が政府もるとその事業を遂行する場合になつてゐる。

根本問題としては、窮乏と困憊がたゞ貧乏なためからおこるものならば、その救済事業も公共的のものであらねばならぬ。特に、その救済といふことが一時的でなく、永續を要することであれば、特に公立にする必要がある。この原理が一日も早くしつかりと、當局者の心にまた民衆一般及び私立慈善團體の主宰に納得されるようになれば、それだけ二重手間の無駄骨折もなくなるし、一層精力の集注した特別な努力をするといふことが普通のこととなつて例外ではないことになるわけである。